

将来の年金額を増やしませんか

国民年金の付加保険料

国民年金の定額保険料に
付加保険料を上乗せして納めると、
将来受け取る年金額を増やすことができます。

納めることができる人／●国民年金第1号被保険者 ●65歳未満の国民年金任意加入被保険者
付加保険料／月額400円
※前納する場合は、その期間によって割引があります。
受け取る付加年金／200円×付加保険料の納付月数
※付加保険料を20年間納めた場合、1年間で受け取る付加年金額は48,000円になります。
2年以上受け取ると、納めた付加保険料と同額以上になります。

●付加保険料の納付期限は、当該月の翌月末日です。
●定額保険料の免除を受けている人や、国民年金基金に加入している人は、付加保険料を納めることはできません。

申し込み・問い合わせ先

保険年金課高齢者医療年金班

☎62・5332

申し込み方法／本人確認書類を持参し、保険年金課で申請してください。

マイナンバーカードを持っている人は、マイナポータルから電子申請ができます。

注意事項

●付加保険料の納付を申し出た月の分から納付できます。

付加保険料・付加年金の計算式(例)

付加保険料を20年間納めると
○付加保険料の納付総額 400円×240月(20年)=96,000円
付加年金を3年間受け取ると
○1年間で受け取る付加年金の額 200円×240月(20年)分=48,000円 ↓
○3年間で受け取る付加年金の額 48,000円×3年=144,000円

忘れずに申請しましょう

市県民税の申告

市県民税の申告をしないと、必要な行政サービスを受けられないなどの不利益が生じることがあります。収入がない場合でも申告が必要です。

申告を受け付けています

日時／平日の午前8時30分～午後5時

場所／税務課

必要なもの／本人確認書類(マイナンバーカードなど)、前年中の収入が分かるもの(源泉徴収票、支払明細、帳簿など)、各種控除証明書・領収書(生命保険料、国民年金保険料、地震保険料など)

申告をしないと

- 国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の軽減措置が受けられない場合があります。
- 入院などで医療費が高額になったときに、自己負担限度額が高くなる場合があります。
- 各種申請に必要な証明書(所得証明など)が交付されません。

申告をする必要がない人

- 所得税の確定申告をしている
- 勤務先から給与支払報告書、または日本年金機構などから年金支払報告書の提出がされている ※遺族年金や障害者年金のみの人は申告が必要です。
- 収入のない18歳未満
- 市内在住の人に扶養されている

問い合わせ先

税務課課税班(☎62-5321)

健康的な体をステージで披露しよう

あさひ筋肉フェスティバル 参加者を募集

糖尿病予防に取り組む旭市CCDプロジェクトが主催する、誰でも気軽に参加できるボディメイク大会です。体づくりや健康に興味がある人、今年こそ体型を変えたいという人は、個人や家族で参加しませんか。



部門・対象／●オープンクラス：高校生以上の人 ●ビフォーアフタークラス：高校生以上の人 ●旭市民クラス：市内在住・在勤で、当大会以外のボディメイク大会で入賞経験のない高校生以上の人 ●ファミリークラス：祖父母・父母・子の中の組み合わせで5人以内

日時／11月29日(土) 午前10時30分～

場所／おひさまテラス

費用／各部門2,000円

申込期限／10月22日(水)

申し込み方法／市ホームページにある、専用フォームから申し込んでください。

くわしい内容は、市ホームページで確認できます。



申し込み・問い合わせ先

旭市CCDプロジェクト推進チーム事務局(☎62-5382・企画政策課政策推進班内)